ロ　次のいずれにも該当する事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)及び(2)に該当するもの）

(1)　その雇用する男性被保険者における育児に関する目的のために利用することができる休暇（育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護休暇、育児・介護休業法第十六条の五第一項に規定する介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。以下「育児目的休暇」という。）の取得の推進に関する取組を行つた事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

(2)　その雇用する男性被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児目的休暇を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該制度に基づき、八日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の休暇を取得させた事業主であること。

(3)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(2)に該当する被保険者の数が十を超える場合のイ又はロの規定による支給については、合計して十人までの支給に限る。ただし、初めてこの号（ハを除く。）の規定による支給を受ける事業主に対する当該年度におけるロの規定による支給については、九人までの支給に限る。）

イ　前号イ(2)に該当する被保険者が初めて生じた事業主　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（中小企業事業主にあつては、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円））

ロ　前号イ(2)に該当する被保険者が生じた事業主　次の当該被保険者（当該年度にイに該当する事業主にあつては、前号イ(2)に初めて該当した被保険者を除く。）が取得した育児休業の期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一箇月未満（中小企業事業主にあつては、十四日未満）　被保険者一人につき十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）

(2)　一箇月以上二箇月未満（中小企業事業主にあつては、十四日以上一箇月未満）　被保険者一人につき二十三万七千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十万円）

(3)　二箇月以上（中小企業事業主にあつては、一箇月以上）　被保険者一人につき三十三万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十二万円）

ハ　前号ロに該当する事業主（このハの規定による支給を受けたものを除く。）　十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）（中小企業事業主にあつては、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円））

4　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者について、介護支援計画（介護休業をする被保険者の介護休業の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号ロに該当する被保険者が初めて生じた事業主　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（中小企業事業主にあつては、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円））

ロ　前号ロに該当する被保険者が生じた事業主であつて、イに該当しないもの　十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）

（新設）

4　介護離職防止支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して第二号に定める額を支給するものとする。

一　仕事と介護との両立の推進に資する職場環境整備に関する取組を行い、かつ、次のいずれかに該当する事業主

イ　その雇用する被保険者について、介護支援計画（介護休業をする被保険者の介護休業の開始前に、事業所において作成される当該被保険者に係る介護休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の介護休業の終了後に当該被保険者が事業所において